

## 認可外保育施設保護者助成金について

認可外保育施設を利用する際の利用者負担と特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の格差解消の観点から、認可外保育施設の保護者助成制度を設ける。

当該制度の助成額は、第1子については月額5,000円、第2子以降については月額7,000円とし、認可施設利用と認可外施設利用との間にねじれが生じないように配慮する。

また、本助成事業実施のための財源については、利用者負担の適正なあり方の検討をふまえた保育料改定分等をあてていくものとする。

なお、当該事業に要する費用の試算は、以下のとおり。

	助成単価 (円)	助成額の算定	合計金額 (円)
第1子	5,000	5,000円×100人×12月	6,000,000
第2子	7,000	7,000円×4人×12月	336,000
計			6,336,000

※ 市民税所得割額が256,300円以下の世帯を助成対象とした場合の金額

※ 算定に用いた人数は、平成27年4月在籍児童数から試算した。